

# 仕 様 書

(総括事項)

第1条 本仕様書は、町有林産物売払に伴い定めるもので、特別な指示のない限り全てこの仕様書により実施すること。

(内容)

第2条 伐採、搬出及び運搬に係る経費については全て買受人が負担するものとし、売渡人は、立木価格から伐採、搬出及び運搬費用を差引いた額を売払代金とする。

販売内容

(1) 物件所在：一戸町小友字山井 235-1 地内 (264 林班 263 小班 1～6 施業班 12.03ha)

(2) 伐採方法：皆伐

(3) 搬出期間：議会の議決日から令和10年3月31日まで

ほか、別紙町有林産物(立木)公売物件明細書記載のとおり

(売買代金の納付)

第3条 買受人は、売買代金を売渡人の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに売渡人の指定金融機関又は税務会計課に納めるものとする。

(契約の解除)

第4条 前条により定められた期限内に売払代金の納付がないときは、本契約を解除するものとする。

(伐採の方法)

第5条 当該物件所在地は、皆伐後の再生林を計画していることから、乱雑な伐採は行わず、その後の再生林に必要な地拵えを踏まえた伐採や搬出を行うこと。

(公共建築物への木材提供)

第6条 公共建築物等への木材提供の要請があった場合は、優先的に木材を提供することについて配慮すること。

(売渡人への情報提供)

第7条 買受人は、関係書類等を保管するとともに、売渡人への情報提供に可能な限り努めること。

(提出資料)

第8条 買受人は、伐採の着手前及び伐採が完了した際は、以下の資料を売渡人に提出するものとする。

(1) 売買代金の納付が確認できる書類の写し

(2) 着手届

(3) 工程表

(4) 完了届

(5) 伐採前後の写真及び作業状況写真

(6) その他売渡人が必要と認める資料等

(その他)

第9条 この仕様書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときには、売渡人と買受人とが協議の上定めるものとする。